

# トピックス

## 1 東日本大震災の復旧・復興に向けた支援等

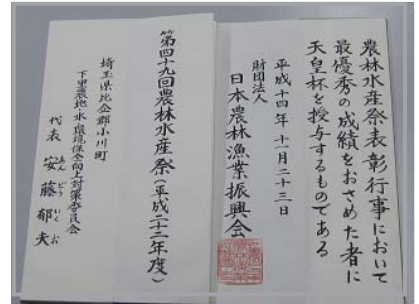
23年3月11日14時46分頃、三陸沖を震源とする地震が発生し、甚大な被害がありました。

農林水産省は、直ちに大臣を本部長とする「農林水産省地震対策本部」(右写真)を設置しました。関東農政局も同日、「関東農政局災害対策本部」を設置し、被災の状況等を把握して復旧支援と食料供給の安定化等に向けて取り組んでいます。



## 2 農林水産祭で天皇杯を受賞

22年度(第49回)農林水産祭むらづくり部門で、埼玉県比企郡小川町の「下里農地・水・環境保全向上対策委員会」が天皇杯を受賞しました。



## 3 戸別所得補償モデル対策の支払件数は17万件

22年度に導入した戸別所得補償モデル対策の関東農政局管内での支払件数は17万620件でした。

また、23年度からは、「農業者戸別所得補償制度」を本格実施しています。



## 4 農山漁村の6次産業化を推進

22年12月3日に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(略称:六次産業化法)が公布されました。

関東農政局では、6次産業化を促進するため、22年10月から3月までに管内都県で地方公共団体や経済関係団体、農業・食品関係団体等を一同に集めた6次産業化推進連絡会議を開くとともに、各地で説明会を開きました。

# 1 東日本大震災の復旧・復興に向けた支援等

## 1 東北地方太平洋沖地震等の発生

23年3月11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とする地震（マグニチュード9.0（国内観測史上最大））が発生し、東北地方を中心に広い範囲で強い揺れが観測されました。

関東農政局管内では、茨城県と栃木県内で震度6強をはじめ、多くの地域で震度5弱以上の強い揺れとともに、茨城県や千葉県などの沿岸で大きな津波も観測されました。

また、12日には長野県北部を震源とする地震（マグニチュード6.7）、15日には静岡県東部を震源とする地震（マグニチュード6.4）が発生するなど、その後も広範囲で数多くの地震・余震が発生しています。

## 2 地震と津波による関東農政局管内の農業への影響

今回の地震は、東日本を中心とした広範囲にわたって被害があり、農林水産関係全体の被害額は2兆2千億円近くとなっています（23年7月18日現在）。

関東農政局管内では、地震と津波の影響が大きかった茨城県や千葉県を中心に農産物や農業関係施設等に甚大な被害がありました。

### （1）農産物や営農施設等の被害状況

津波による塩害や畜舎・栽培施設等の損壊、建物の壁や屋根、機械等の損傷、敷地内の亀裂などの被害が生じ、農作物等は約29億円、営農施設は約21億円、共同利用施設は約21億円の被害額が生じています。

県名	農作物等		営農施設		共同利用施設						
	主な被害品目等 (ha)	被害額 (百万円)	主な被害施設等 (か所)	被害額 (百万円)	種苗生産施設	集出荷・選果施設	処理加工施設		農業倉庫	施設等 か所数	被害額 (百万円)
							RC	CE			
茨城県	野菜、花き、鶏等	984	鉄骨ハウス、畜舎の損壊等	750	5	14	20	12	20	112	1,051
栃木県	とまと(30) 花き類(13)、 鶏・肉用牛等	1,017	畜舎、温室ハウス等の損壊(176)	549	2	8	10	14	14	60	910
群馬県	—	—	—	—	—	—	1	—	—	2	6
千葉県	野菜(85)、花き(6)等	632	採卵場・園芸用ハウス等の損壊(97)	694	—	—	—	—	—	4	30
長野県	きのこ(778t)、 肉用牛(26頭)、 生乳	250	きのこ栽培施設(16)、畜舎(13)等の損壊	154	—	—	—	—	—	3	126
合計		2,883		2,147	7	22	31	26	34	181	2,123

資料：関東農政局調べ

注1：「農作物等」及び「営農施設」については、23年6月20日現在。

注2：「共同利用施設」については、農林水産業共同利用施設災害復旧事業へ23年6月16日現在で申請のあったか所数と額及び東日本大地震農業生産対策交付金で23年5月27日現在で第1次要望のあったか所数と額。

注3：RCとは、ライスセンター

注4：CEとは、カントリーエレベーター

## (2) 農地、農業用施設の被害状況

液状化や地すべり、塩害などの被害を受けた農地は4県計で1,284か所で被害額は約63億円、農業用施設の被害は8県計で4,874か所で被害額は約392億円、生活関連施設の被害は4県計で130か所で被害額は約103億円に上りました(23年6月24日現在)。

中でも、農業用施設の被害が多い茨城県、千葉県では、灌漑設備にパイプライン方式が採用されていることから、管の離脱や継目部からの漏水が多く発生しており、茨城県の鹿行地域(鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市)及び千葉県の香取・海匝地域(香取市、香取郡神崎町・多古町・東庄町、銚子市、旭市、匝瑳市)で特に農業用施設の被害が多く発生しました。

県名	農地		農業用施設		生活関連施設		計	
	か所	被害額 (百万円)	か所	被害額 (百万円)	か所	被害額 (百万円)	か所	被害額 (百万円)
茨城県	187	3,747	1,804	17,947	96	7,499	2,087	29,192
栃木県	238	622	509	5,903	24	602	771	7,127
群馬県	—	—	32	262	—	—	32	262
埼玉県	—	—	67	390	—	—	67	390
千葉県	113	1,080	2,224	13,658	6	1,750	2,343	16,488
神奈川県	—	—	1	1	—	—	1	1
長野県	746	859	235	1,034	4	400	985	2,293
静岡県	—	—	2	8	—	—	2	8
合計	1,284	6,308	4,874	39,203	130	10,250	6,288	55,761

資料：関東農政局調べ。



ヒューム管が離脱したパイプライン  
(茨城県古河市)



液状化により被害を受けた水路  
(千葉県香取市)



4月23日、茨城県稲敷市の被災状況を視察した鹿野農林水産大臣(右から2人目)と宮本関東農政局長(右端)

### 3 原子力発電所事故による関東農政局管内の農業への影響

#### (1) 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する指示等

東京電力（株）福島第一原子力発電所事故の影響により、一部地域のハウレンソウ等の野菜や原乳等から食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出されました。

これを受け、3月21日以降、原子力災害対策特別措置法に基づいて、対策本部長（内閣総理大臣）から関係知事に対して特定の農畜産物等の出荷等を控えるよう要請する指示が出されました。また、地方公共団体等による出荷の自粛要請等も行われました。

4月4日に原子力災害対策本部から「検査計画・出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が示され、3回連続して暫定規制値を下回った品目・地域の出荷制限が解除されることになりました。

4月8日以降、この考え方に基づいて暫定規制値を下回る検査結果であった農畜産物等については、順次、出荷制限の解除が行われました。

その後、食品から放射性ヨウ素の検出レベルが低下する一方、一部の食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることを踏まえ、6月27日、原子力災害対策本部から、出荷制限等の設定や解除の考え方などを再整理した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が示され、この考え方に基づいた対応が行われています。

#### (2) 農林水産物・食品の生産・流通段階等における影響

出荷制限指示等により、農林水産業では営農・飼養の中断・停止などが余儀なくされ、農林漁業者の収入減少等の影響が発生しています。また、出荷制限指示等があった品目・地域以外についても、買い控えや取引停止、価格下落等の被害が発生しています。

今回の原発事故による農林水産物等への被害は、事故との相当因果関係が認められるものについては、「原子力損害賠償に関する法律」に基づき、賠償されることとなります。原子力損害賠償紛争審査会は4月28日に出荷制限や出荷自粛等についての損害の範囲の判定等に関する第一次指針をとりまとめ、5月31日に風評被害等の追加的に整理可能な事項についての第二次指針をとりまとめました。これらを受けて、東京電力は5月31日から農林漁業者への仮払いを開始しています。

農林水産省は、ホームページ等を利用して、放射能の食品への影響等の正確な情報を消費者等へ提供するとともに、加工・流通・小売事業者等に対して、科学的・客観的な根拠に基づく適切な対応をするよう要請しました。また、政府・農業団体等が一体となって被災地域の食品の消費を応援する取組を展開しています。


複数の食品から放射性物質が検出された影響は国外にも及び、欧米やアジア、中東、南米など39カ国・地域（6月17日現在）で、日本産食品の輸入に対し輸入停止又は証明書の要求といった規制を強化する動きが見られました。政府は、過剰な規制を行わないよう首脳会議や在外公館等を通じた働きかけなどを行っています。

#### 4 関東農政局の対応

東北地方太平洋沖地震の発生を受けて3月11日、政府は内閣総理大臣を本部長とする「緊急災害対策本部」を、農林水産省は大臣を本部長とする「農林水産省地震災害対策本部」を設置し、被災者の救済や災害復旧・復興対策等に取り組んでいます。

関東農政局では、3月11日「関東農政局災害対策本部」を設置し、局内での連絡・連携体制を整えて、被災の状況と農林水産業への影響、地方公共団体からの農林水産省への要望等を把握しながら、被災地の復旧・復興支援等に努めています。

##### (1) 地方公共団体の要望把握と被災者支援活動等

<p>主な活動実績及び支援対象等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の農林水産省への要望を調査(茨城県ほか38市9町3村、栃木県ほか14市9町、群馬県、千葉県ほか7市、長野県) 調査職員数 のべ87名</li> <li>がれき撤去作業等の復旧活動に参加(茨城県鹿嶋市、栃木県芳賀市、長野県栄村)</li> <li>支援物資の仕分けや避難所の運営等の被災者支援活動に参加(茨城県那珂市・ひたちなか市、栃木県宇都宮市・那須塩原市、千葉県旭市、埼玉県さいたま市) 支援活動参加職員数 のべ619名 ほかボランティア活動に参加した職員数のべ24名</li> </ul>	 <p>3月27日、栃木県芳賀町で、がれき集積所の整理作業に参加した職員</p>
----------------------	---	---

##### (2) 食料品の店頭での販売状況等の情報収集と被災地に向けた救援物資の取りまとめ等

<p>主な活動実績及び支援対象等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に伴う食品流通状況調査の実施(管内全域)</li> <li>消費者団体等に向け「米の安定供給の確保」等について情報提供の実施(管内全域)</li> <li>被災地に向け食糧供給が可能な事業者の掘り起こし(管内全域。米飯、おにぎり、精米等を供給していただける事業者等の情報収集)</li> <li>事業者から無償で食糧物資を提供する旨の申出があった場合の取りまとめ(管内全域。農林水産省でまとめて被災県からの要請を受けて提供)</li> </ul>
----------------------	--

##### (3) 営農継続に向けた支援等

<p>主な活動実績及び支援対象等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産の養育管理及び施設園芸の停電対応の技術指導を通知(茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、静岡県)</li> <li>適切な乾乳の留意事項について通知(茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、静岡県)</li> <li>金融機関に対し、被災農林漁業者に対する資金の円滑な融通、貸付金の償還猶予について依頼を実施(茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、静岡県)</li> <li>広域にわたって農業水利施設が被災した土地改良区や自治体に対して、被害調査、復旧工事に関する技術的支援やアドバイスを現地に赴いて直接実施(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県)</li> <li>東日本大震災により被災した地域から避難してきている方が多い地域、村全体が被災した長野県栄村、液状化等により大規模に被災した地域(茨城県稲敷市、千葉県香取市など)において、営農再開に向けた支援などを行うチーム(①避難農家支援チーム、②長野県栄村支援チーム、③液状化地域等支援チーム)を設置(5/23)</li> </ul>
----------------------	---

## (4) 農地、農業施設の復旧支援等

主な活動実績及び支援対象等

- ・土地改良技術事務所が管理している災害応急用ポンプ25台のうち、東北農政局管内へ10台貸出、管内の土地改良区へ4台の貸出。



塩害地域の排水作業状況  
(福島県南相馬市)

- ・国営事業完了地区及び大きな被害を受けた自治体、土地改良区に対して、被災状況の把握及び災害復旧の支援のために、現地へ職員を延べ1,016人派遣（6月29日現在）。



被災箇所の調査  
いちかいまち  
(栃木県芳賀郡市貝町)

- ・作物被害等が生じる被災施設については、災害復旧工事の査定前着工協議を行い、応急工事を実施（860か所同意済み：6月30日現在）。



破損したパイプラインの応急工事状況  
(茨城県笠間市)

## (5) 原子力災害対策と風評被害の解消に向けた産地支援の取組等

主な活動実績及び支援対象等

- ・関東農政局ホームページやメールマガジン等を活用して、原子力災害等に関する正確な情報を提供するとともに、食品の卸・小売段階等へも情報を提供し、関係者からの問い合わせ等にも対応
- ・農産物の栽培及び家畜の飼養管理に当たり、放射性物質による汚染を防ぐ指導通知
- ・放射性物質が検出された野菜及び原乳の廃棄方法に関する指導通知
- ・関東農政局の企画により、さいたま新都心合同庁舎内の食堂で「茨城県応援フェア」(4月13～15日に茨城県産の野菜を使ったメニューを提供)を開催(右はフェアの開催を伝えるチラシ。下の写真は当日の様様)
- ・EU、EFTA、シンガポール、韓国、マレーシア及びタイ向けの産地証明書の発行



**食べて応援しよう!**  
被災地を応援  
農林水産省

## 東日本大震災等に関する関東農政局の相談窓口

(いずれも受付時間は、9時00分～18時00分)

- |                   |                     |                |
|-------------------|---------------------|----------------|
| 1. 災害全般           | 生産経営流通部 農産課         | 電話048-740-0409 |
| 2. 野菜の生産流通関係      | 生産経営流通部 園芸特産課       | 電話048-740-0441 |
|                   | 市場関係…生産経営流通部 食品課    | 電話048-740-0463 |
| 3. 畜産関係           | 生産経営流通部 畜産課         | 電話048-740-0414 |
| 4. 農地・農業用施設災害復旧関係 | 整備部 防災課             | 電話048-740-0567 |
| 5. 金融関係           | 生産経営流通部 経営支援課       | 電話048-740-0428 |
| 6. 食料関係(食料品関係)    | 生産経営流通部 食品課         | 電話048-740-0033 |
|                   | (米・麦製品関係)…食糧部 消費流通課 | 電話048-740-0100 |
| 7. 消費者相談          | 消費・安全部 消費生活課        | 電話048-740-0358 |

## 2 農林水産祭で天皇杯を受賞

22年11月23日に明治神宮会館で行われた「平成22年度（第49回）農林水産祭」むらづくり部門で、埼玉県比企郡小川町の「下里農地・水・環境保全向上対策委員会」が天皇杯を受賞しました。

全国でもまれな地域ぐるみの面的な有機農業の取組が、優良事例と認められたものです。（次頁で取組概要を紹介）



関東農政局は、「平成22年度豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰式」を22年10月25日に催しました。受賞6団体の関係者をはじめ約170名が出席し、受賞の喜びと取組の成果を分かち合いました。

受賞団体は、次のとおりです。

### 【農林水産大臣賞】

下里農地・水・環境保全向上対策委員会（埼玉県比企郡小川町）

※関東ブロックでの最優良地区として、全国の3賞候補（天皇杯、内閣総理大臣賞、日本農林漁業振興会会長賞）に推薦し、天皇杯を受賞

逆面エコ・アグリ<sup>さかつら</sup>の里（栃木県宇都宮市）  
農事組合法人 た・から（山梨県中央市）

### 【関東農政局長賞】

小川里山の会（群馬県利根郡みなかみ町）  
楽姓クラブ WAZO（長野県下伊那郡大鹿村）



参考：関東ブロックでの天皇杯受賞は、元年に静岡県の「熊地区活性化推進協議会」が受賞して以来21年ぶりとなりました。

【概要紹介】下里農地・水・環境保全向上対策委員会の取組

## 集落全体で こだわりの有機農業 美しく豊かな有機の里

### 1 有機の里づくり

13年に住民たちが将来を考え、地域全体で付加価値の高い農産物生産を目指しました。農業機械化組合長の安藤郁夫<sup>あんだういくお</sup>さんの呼びかけで、地域で長年、有機農業に取り組んでいた金子美登<sup>かねこよしのり</sup>さんに学ぼうと勇気ある決断をしたことが、有機の里づくりの始まりです。大豆（甘みがある「青山在来」）の集団栽培に始まり、続いて小麦と水稻も有機栽培に順次転換していきました。

有機農産物は、こだわりと価値が分かる地域の商工業者と幅広い消費者の支持を受け、全量を完売しています。販売価格は、「再生産が可能な価格」として慣行栽培を大きく上回り、農家は経営が安定し、元気とやる気を取り戻しました。自家用野菜の有機栽培も広がり、地域の女性たちが集う小さな農産物直売所も出来ました。



山に囲まれた下里地域



地域で有機栽培する大豆

### 2 住民ぐるみで美しい里へ

19年からは、農地・水・環境保全向上対策事業を活用して、住民ぐるみで環境美化や消費者との交流などに取り組んでいます。ゴミの不法投棄が減り、美しい自然を求めて訪れる人が多くなり、住民の意識も変わりました。現在も地域のまとまりを強めながら、「**かけがえ**

**のない宝であるむらの景観を次の世代に受け渡したい**」と行動しています。



住民が石を運び並べた堰

### 3 戸別所得補償モデル対策の支払件数は17万件

22年度に導入した「戸別所得補償モデル対策」の関東農政局管内における支払件数は、17万620件でした（農林水産省が23年5月13日に公表した速報値）。

都県別の経営形態別及び事業別の内訳は、次のとおりです。

都 県 名	支払件数	経営形態別（単位：件、戸）			事 業 別（単位：件）	
		個 人	法 人	集落営農	米戸別所得補償モデル事業	水田利活用自給力向上事業
茨 城	38,909	38,659	123	127	33,317	19,521
栃 木	37,234	36,970	78	186	34,483	20,805
群 馬	13,339	13,171	84	84	10,485	6,946
埼 玉	10,032	9,938	38	56	8,449	4,908
千 葉	8,634	8,558	62	14	7,791	3,689
東 京	183	183	—	—	183	2
神 奈 川	1,894	1,891	2	1	1,856	373
山 梨	10,265	10,238	27	—	8,062	4,131
長 野	43,841	43,540	180	121	33,679	25,918
静 岡	6,289	6,246	21	22	5,196	2,893
計	170,620	169,394	615	611	143,501	89,183
全 国	1,163,090	1,149,505	6,187	7,398	1,006,192	578,500
全国における 関東の割合	14.7%	14.7%	9.9%	8.3%	14.3%	15.4%

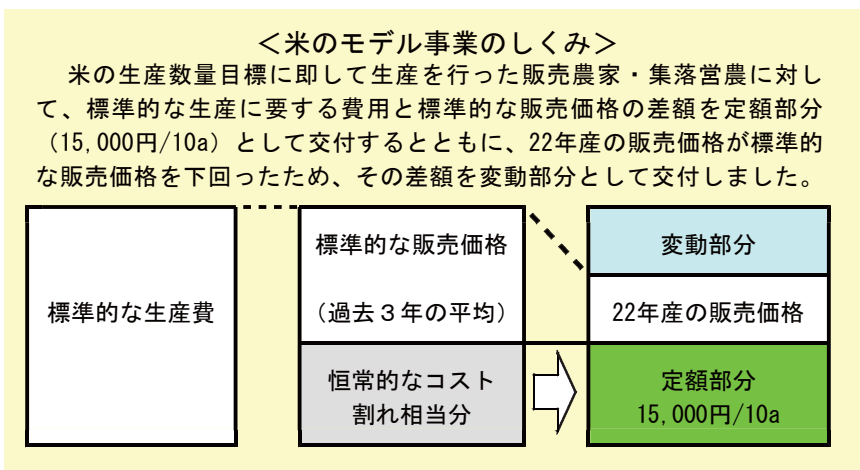
支払件数の詳細版は、農林水産省ホームページの「戸別所得補償制度について」  
[（http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/110513\\_1.html）](http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/110513_1.html) に掲載しています。

#### ○ 交付金の支払状況

戸別所得補償モデル対策（米のモデル事業の定額部分、水田利活用事業）の交付金支払は、関東農政局管内では埼玉県（11月25日）、群馬県（11月26日）、栃木県・神奈川県（11月29日）の順で支払いが始まりました。

#### ○ 米のモデル事業の交付金

22年産米は、出回りから1月までの相対取引価格（全国平均）から直近の流通経費等を差し引いて算定された当年産の販売価格（農家手取価格10,263円/60kg）が、標準的な販売価格（11,978円/60kg）を下回ったため、「定額部分（15,000円/10a）」に加え、「変動部分（15,100円/10a）」を交付しました。



## 23年度から「農業者戸別所得補償制度」を本格実施します

### <目的>

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持します。

#### 1 畑作物の所得補償交付金

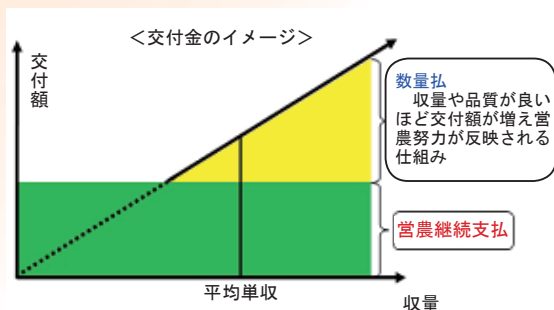
麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って販売目的で生産する販売農家・集落営農に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を交付する面積払を併用した仕組みとします。

##### (1) 数量払

対象作物	平均交付単価
小麦(水田・畑地)	6,360円/60kg
二条大麦(水田・畑地)	5,330円/50kg
六条大麦(水田・畑地)	5,510円/50kg
はだか麦(水田・畑地)	7,620円/60kg
大豆(水田・畑地)	11,310円/60kg
てん菜	6,410円/t
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/t
そば(水田・畑地)	15,200円/45kg
なたね(水田・畑地)	8,470円/60kg

##### (2) 面積払(営農継続支払)

上記対象作物の前年産の生産面積に基づき交付：20,000円/10a



#### 2 水田活用の所得補償交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を販売目的で生産する販売農家・集落営農に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

##### (1) 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a

(2) 二毛作助成：15,000円/10a

(3) 耕畜連携助成：13,000円/10a

(4) 産地資金：予算枠481億円

#### 3 米の所得補償交付金

米の生産数量目標に従って販売目的で生産する販売農家・集落営農に対して、15,000円/10aを直接交付します。

#### 4 米価変動補てん交付金

(1,391億円(24年度予算計上))

米の生産数量目標に従って販売目的で生産する販売農家・集落営農に対して、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額を基に、10a当たりの単価で直接交付します。

#### 5 加算措置(150億円)

- ①品質加算
- ②規模拡大加算
- ③再生利用加算
- ④緑肥輪作加算
- ⑤集落営農の法人化支援

## 4 農山漁村の6次産業化を推進

23年3月1日に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（略称：六次産業化法）が施行されました。

農林漁業者等による農林水産物及びその副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組等を創出することを目的としています。この様な取組を行う農林漁業者が六次産業化法の適用を受けると様々なメリットがあります。

例えば、

- 農業改良資金（無利子資金）の特例適用、短期運転資金（新スーパーS資金）の活用
- 認定後の事業実施についても定期的に6次産業化プランナーがフォローアップ
- 新商品の開発や販路拡大の取組に対して3分の2の補助が可能 等

### 応援します!! 農林漁業者の6次産業化

#### 新たに加工・販売に取り組みたい!!



6次産業化プランナーが、新商品開発や販路開拓、加工のための技術研修などに関する情報を、6次産業化を目指す農林漁業者の皆様を提供します！

商品開発やマーケティングのノウハウなど専門的な知見を持つ6次産業化プランナーが、皆様の6次産業化の取組について、計画づくり、新商品開発や販路拡大のアドバイスなど、全面的にサポートを行います。また、技術研修や関係者間での交流会の開催などの情報提供も行います。国がこれらの取組に対して支援します。これにより、少ない負担で様々なサポートを受けることが出来ます。

#### 地元で直売所や加工施設があったら もっと農産物を売れるのに

直売施設、処理加工施設等の整備に対する支援を行います！

次のような取組を行う場合に費用の1/2等を国が補助します。

- ① 農業法人等が経営を複合化、多角化するための加工・流通・販売施設等の整備
- ② 地産地消の活動を行うための直売施設、処理加工施設等の整備
- ③ 農林漁業者と食品産業事業者が安定的な取引の関係を確立して行う食品の加工・販売施設や農林漁業用機械施設等の整備



関東農政局では、6次産業化を促進するため、22年10月から3月までに管内都県で地方公共団体や経済関係団体、農業・食品関係団体等を一堂に集めた6次産業化推進連絡会議を開くとともに、各地で説明会等を開きました。（都県別の参加者数等は下表のとおり）

主催(開催回数)	参加総数	主催(開催回数)	参加総数	主催(開催回数)	参加総数
茨城農政事務所(2回)	86	東京農政事務所(1回)	21	静岡農政事務所(4回)	125
栃木農政事務所(2回)	152	神奈川農政事務所(2回)	30	関東農政局(埼玉県 3回)	175
群馬農政事務所(2回)	158	山梨農政事務所(2回)	104	関東農政局ブロック説明会	103
千葉農政事務所(2回)	126	長野農政事務所(6回)	271	合計(27回)	1,351

あわせて関東農政局と各都県農政事務所に総合相談窓口を設置するとともに、事業計画の申請等に関する個別相談会等を開催しました。

こうした取組の結果、関東農政局が23年5月31日に公表した「六次産業化法に基づく総合化事業計画(第1回)」において、30件の事業計画が認定されました。

## 輸出にチャレンジしたい! でも、誰に相談したらいいんだろう…



輸出に取り組むに当たって留意すべきポイントの説明を行うセミナーや商談会等を開催します!

輸出に取り組むに当たって留意すべきポイントの説明等を行うセミナーや、海外有カバイヤーを招く商談会等を開催します。  
また、アジア等の海外市場に対して官民合同ミッションの派遣等を行うことにより、取引先候補と対面での情報交換、商品特性の把握を行う機会を設けます。

## 事業化したいのだけど、 資金面で不安があるんだよね…

6次産業化法の適用を受ければ、  
無利子融資資金の延長等が受けられます!

農業改良資金として無利子の施設整備資金を受けられます。  
6次産業化法に基づく総合化事業計画を作成し、認定を受けた方は償還期限の延長(10年→12年)等が受けられます。  
このほか、短期運転資金(新スーパーS資金)の貸付対象者となることができます。(新スーパーS資金は無担保無保証人保証を受けることができます。)



農林漁業者の悩みに親身に対応し、総合的なサポートを行う**6次産業化プランナー**が、皆様の6次産業化の計画づくりから事業化まで一貫して支援します。

※ 6次産業化プランナーは、平成23年度から配置される予定です。